

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成29年(2017年)8月25日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】元妻からの養育費支払請求に関し,元夫は 子供の進学で学校教育費(主に寮費)は増えたが生活費が減少したこと, 再婚相手の子との養子縁組を養育費の算定に考慮すべきと主張。本判決は 減少分を養育費から控除し 扶養義務の負担を考慮し養育費を算定した(平成28年10月13日大阪高裁)

【2】被告運営の病院での出産において重度の後遺障害を負ったA及びその両親が,医師及び助産師には急速遂娩の準備及び実行をすべき義務があるのにこれを怠った過失等があるとして被告に損害賠償請求した事案。本判決は担当医の過失を認定し賠償金等の支払を命じた(平成28年12月9日高知地裁)

【3】13歳女子中学生が部活動中熱中症に罹患して脳梗塞を発症したとして市に損害賠償を求めた事案。本判決は,原判決が逸失利益の算定において賃金センサスの女性労働者の平均賃金を用いたのに対し全労働者の平均賃金を用いるのが合理的として損害額を増額した(平成28年12月22日大阪高裁)

【4】青果物等の卸売事業者Xが同業者の共同組合Yに 代払契約に基づく代払債務の履行請求とし,又 保証契約に基づく保証債務の履行請求としてXがYの組合員に売渡した商品の代金の支払を求めたところ,同請求が認容され,Yの相殺抗弁が認められなかった事例(平成28年6月27日東京地裁)

【5】特定商取引法に基づくクーリングオフにつき,法定書面に該当する書面に記載すべき商品名については実際の商品と客観的に一致しているかどうかの判断を可能とする程度の記載が必要とし,それがなければ購入者が法定書面を受領したとは言えないとされた事例(平成28年10月11日京都地裁)

【6】「会計処理装置,会計処理方法及び会計処理プログラム」について特許権を有する原告がクラウド型会計ソフトのサービスを提供する被告に対し,被告行為の差止め等を求めたが,被告方法は本件発明の構成要件を充足しないとして棄却された事例(平成29年7月27日東京地裁)

【7】手術を要する心臓疾患の乳児に対し親権者らが,見舞回数も少なく医師の治療方針の説明にも応じないため,児童相談所長が乳児の手術が必要になったと判断し親権者らの乳児に対する職務の停止を求める審判前の保全処分を申立て,同職務の停止が命じられた事例(平成28年6月29日東京家裁)

(商事法)

【8】再生債務者YがX(A銀行から権利義務を継承)との間でした通貨オプション取引に関し,Xの勧誘が優越的地位の濫用,適合性原則違反などの不法行為を構成するとして再生債権の全額を認めない旨認否をしたため,Xが再生債権査定を申し立て,同申立てが認容された(平成29年1月30日東京地裁)

【9】東京証券取引市場第1部上場の学習塾経営等を行うY社は,不適切会計について第三者委員会を設置すると発表し期末配当予想の修正をする等したため,株主であるXらが有価証券報告書などに虚偽記載があったとして損害賠償を請求し,同請求が一部認容された事例(平成29年3月28日東京地裁)

(知的財産)

【10】Xは発明の名称を「省エネ行動シート」とする本願発明につき特許出願をしたが拒絶査定,不成立審決を受けたためその取消しを求めた。本判決は「自然法則を利用した技術的思想の創作」には該当せず特許法2条1項所定の「発明」に該当しないとして請求を棄却(平成28年2月24日知財高裁)

【11】特許無効審判請求に基づき特許を無効とした審決の取消訴訟であって,スクラロースの添加量に関する訂正事項1が訂正要件に適合しないとした審決の判断には誤りがあるとして,無効審決を取消した事案(平成29年7月19日知財高裁)

【12】原告の有する本件商標「ORGANO SCIENCE」と被告の引用商標「ORGANO」との同一性又は類似性の有無が争

われ特許庁は本件商標は違法に登録されたとして商標登録の無効審決をし、本判決においても本件商標と引用商標は類似する商標と認めるのが相当と判示(平成29年7月27日知財高裁)

【13】Xは自社のスーツケースの表面形状がXの商品等表示として周知であり、これと類似のスーツケースを販売するYに対しその販売差止等を求めた事案。本判決は特徴となる形状のうちの1つだけを取り出して周知商品等表示であるとする主張は失当としてXの請求を棄却(平成28年5月24日大阪地裁)

【14】原告の営業秘密である本件情報を被告は不正開示行為が介在したことを重大な過失により知らないで取得したものであるとして本件情報の使用及び開示の差止等を求めた事案。被告に不競法2条1項8号所定の重大な過失はなかったとして原告の請求は棄却された(平成29年7月12日東京地裁)

(民事手続)

【15】既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せず終了した場合における執行費用は、執行裁判所が民事執行法20条において準用する民訴法73条の規定に基づいて定めるべきであると判示(平成29年7月20日最高裁)

【16】破産手続において一般債権に対する配当額についてXが有する求償金残元本を上限として配当し上記上限を超過する部分については、まず他の一般破産債権者に対する配当に充当し、その残額をXの届出に係る劣後的破産債権に対する配当に充てるべきであると判示(平成29年1月6日大阪高裁)

(刑事法)

【17】覚せい剤使用の罪で有罪判決を受けた被告の控訴審において、第三者が被告人の飲食物に覚せい剤を入れ被告人の知らないままに覚せい剤が体内に取込まれた可能性があり、被告人の意思で摂取したとするには合理的な疑いがあるとし、原判決を破棄し無罪を言渡した(平成28年12月9日東京高裁)

【18】第1審における被害者参加人による被告人質問手続許可の手続に法令違反がある等として被告人控訴が申し立てられた事案であり、同主張が容れられ、破棄差戻となった(平成29年7月6日大阪高裁)

【19】弁護士が刑事事件被疑者との接見において携帯電話機による写真撮影を行おうとして職員から接見妨害を受けたという事例。本判決は写真撮影によって面会内容を記録化しなければならないという必要性の程度などを考慮して本件撮影行為の接見該当性を否定した(平成29年7月20日福岡高裁)

(その他)

【20】認定司法書士が委任者を代理して過払金について裁判外の和解契約を締結したことが弁護士法72条に違反するものであっても、当該和解契約はその内容及び締結に至る経緯等に照らし公序良俗違反の性質を帯びるような特段の事情がない限り無効とはならないと判示(平成29年7月24日最高裁)

【21】Xは刑の終了から10余年平穏な生活を送っており、社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にあるとはいえず、また前科内容が幼児買春のような犯罪類型ではなかったとして、インターネットの検索サイトにXの情報の削除を命じた事例(平成28年10月7日福岡地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 大阪高決平成28年10月13日 判例タイムズ1437号108頁

平成28年(ラ)第767号 子の監護に関する処分(養育費)審判に対する抗告事件(変更, 認容, 確定)

X(母)がY(父)に対し養育費の支払いを求めたところ、未成年者が私立高校に進学したことに伴い学校教育費(主に寮費)は増額したが生活費は減少したこと、Yが再婚相手の子と養子縁組をしたことを、養育費の算定においてどう考慮するかが争点になった。本決定は、について、Xは未成年者の入寮により食費・光熱費の負担が軽減されているとして生活扶助基準額等を参考に月額2万8000円を養育費から控除し(Yは、食費・光熱費(年額約60万円)は標準算定方式により算出された養育費に含まれており、寮費約85万円からこれを控除した残額約25万円は(同算定表により考慮されている)公立学校の学校教育費(約33万円)を下回るから、養育費に加算すべきではないと主張するが、学校教育費はYも同意した私立高校進学に必然的に付随するから増加分を考慮しないことは相当ではなく、入寮に伴う食費・光熱費の二重負担を回避すれば足りるとした)、については、Yが養子縁組により扶養義務を負担するに至ったことを考慮し、標準算定方式を用いて養育費を月額4万4000円に減額した。

(2) 高知地判平成28年12月9日 判例時報2332号71頁

平成26年(ワ)第179号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(確定))

被告の運営する病院で重症新生児仮死の状態で出生して重度の後遺障害を負ったA並びにその両親である父B及び母Cが、病院の医師及び助産師には急速遂娩の準備及び実行をすべき義務があるのにこれを怠った過失等があると主張して、被告に対し、民法715条1項に基づき損害賠償請求した事案。

裁判所は、日本産婦人科学会と日本産婦人科医会が発表している「産婦人科診療ガイドライン 産科編2011」につき、被告は同ガイドラインには規範性がないと主張したが、両会でコンセンサスが得られた医学的知見が示されていると判示し、同ガイドラインに基づき、Aの一時的ではない遅発一過性除脈発生の事実から、担当医は分娩室に入室したころにはAが低酸素状態にありその状態が悪化していることを認識することができたというべきであり、Aがその後分娩されるような状況にはなかったことからすれば、陣痛促進薬による経膈分娩をそのまま続行した場合には上記の低酸素状態がさらに増悪し、ひいてはAに低酸素状態を原因とする脳性麻痺の後遺障害が生じることがあり得ることを予見することができたものというべきである、と判示し、担当医の過失を認定し、被告に対し、Aに1億7411万6531円を支払うよう命ずるとともに、不妊治療を経て授かった初めての子であることなどを考慮し、慰謝料及び弁護士費用としてBに330万円、Cに440万円をそれぞれ支払うよう命じた。

(3) 大阪高判平成28年12月22日 判例時報2331号31頁

平成28年(ネ)第1863号・第2268号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件(一部変更(確定))

本件は、Y(東大阪市)の設置する中学校のバドミントン部に所属していたX(13歳女子)が指導教諭等による熱中症予防対策が不十分だったことにより部活動中に熱中症に罹患して脳梗塞を発症(本件事故)したとして、Yに対し国賠法1条1項に基づき、5639万円余の損害賠償を求めた事案である。

原審は、Yの損害賠償責任を認め、411万円余の支払を求める限度で請求を認容したため、Xが控訴し、Yが附帯控訴したところ、本判決は、スポーツ活動中の熱中症を予防するための措置を講ずるには環境温度を認識することが前提となり、その把握が極めて重要であることは本件事故の平成22年当時において学校関係者に周知されていたと認められるから、Yの中学校長に温度計を設置すべき義務があったと解しても何ら不当ではなく、一般の乾式温度計すら一切設置されていなかった本件において中学校長に過失があるというべきであり、また、本件過失と脳梗塞との因果関係についてXのプロテイン欠乏症が大きく寄与したと推認され、寄与度70%とした原判決の判断を相当としたが、原判決では逸失利益の算定の基礎収入として賃金センサスの女性労働者の平均賃金を用いたが、本判決では全労働者の平均賃金を用いるのが合理的であるとするなど原判決を一部変更し、損害額を487万円余に増額した。

(4) 東京地判平成28年6月27日 判例時報2333号90頁

平成25年(ワ)第25593号 商品代金代払請求事件(認容(確定))

青果物等の卸売事業者であるXが仲卸業者らの共同組合Yに対して、代払契約(Yの組合員のXに対する買受代金はYが代払いを行うというもの)に基づく代払債務の履行請求として、又は、保証契約(Yの組合員のXに対する買受代金の債務については、Yが保証をするというもの)に基づく保証債務の履行請求として(と選択的請求)、XがYの組合員に対して売り渡した商品の代金の支払を求めた事案。

本判決は、代払契約にかかる当事者の合意内容(Yは、無制限の代払義務を負うか、Yが組合員から入金された金額の限度のみ支払えばよいか)について、Yが組合員から入金された金額の限度のみ支払えば良いというものではなく、Y

は組合員からの入金金額にかかわらず、代払義務を負うと判示した。また、Yが保証債務の履行として支払った金銭は、保証の範囲に含まれていないものであったとして、不当利得返還請求権を取得したとの相殺の抗弁については、XY間において保証の対象とする合意が成立したことが推認されると判示し、Yの相殺の抗弁を認めなかった。

(5) 京都地判平成28年10月11日 判例時報2333号103頁

平成28年(レ)第109号 売買代金請求控訴事件(控訴棄却(確定))

学習用教材の販売等を目的とするA社と消費者Yとの間の受験用教材の売買契約に係る売買代金債権を譲り受けたXが、Yに対し、売買残代金の支払いを求めて訴訟提起をしたところ、Yが、特定商取引に関する法律(以下、「特商法」という。)9条1項に基づく解除(以下、「クーリングオフ」という。)を主張し、特商法5条所定の書面を交付したかについてが争点となった。原審はXの請求を棄却し、Xが控訴した。

本判決は、特商法施行規則3条4号が法定書面に商品名等を記載することを要求した趣旨から、法定書面に該当する書面に記載すべき商品名については、実際の商品と客観的に一致しているかどうかの判断を可能とする程度の記載がされる必要があるというべきであると、A社からYに交付された書面の商品名の記載を一義的に解する事は困難であり、同書面には、契約の目的である商品と実際の商品とが客観的に一致しているかどうかの判断を可能とする程度に具体的な記載がなされていないと認めざるを得ない旨判示し、Yが法定書面を受領したとはいえないとして、Yのクーリングオフを認めた。

(6) 東京地判 平成29年7月27日 裁判所HP

平成28年(ワ)第35763号 特許権侵害差止請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/011/087011_hanrei.pdf

「会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラム」について特許権を有する原告が、クラウド型会計ソフトのサービスを提供する被告に対し、被告行為の差止め等を求めたが、被告方法は本件発明の構成要件を充足しないとして、棄却された事案。

本件発明13の構成要件13Cは、「前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、」というものであり、構成要件13Eは、「前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う」というものである。

上記構成要件の文言を解釈すると、本件発明13は、「取引内容の記載に複数のキーワードが含まれる場合には、キーワードの優先ルールを適用して、優先順位の最も高いキーワード1つを選び出し、それにより取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応テーブル(対応表のデータ)を参照することにより、特定の勘定科目を選択する」という構成のものであると解すべきである。

被告による被告方法の実施結果のうち、入力例(1)及び(2)によれば、摘要に含まれる複数の語をそれぞれ入力して出力される勘定科目の各推定結果と、これらの複数の語を適宜組み合わせ合わせた複合語を入力した場合に出力される勘定科目の推定結果をそれぞれ得たところ、複合語を入力した場合に出力される勘定科目の推定結果が、上記組み合わせ前の語を入力した場合に出力される勘定科目の各推定結果のいずれとも合致しない例が存在することが認められる。また、入力例(3)及び(4)によれば、摘要の入力が同一であっても、出金額やサービスカテゴリーを変更すると、異なる勘定科目の推定結果が出力される例が存在することが認められる。さらに、入力例(5)及び(6)によれば、「鴻働葡賃」というような通常の日本語には存在しない語を入力した場合であっても、何らかの勘定科目の推定結果が出力されていることが認められる。

以上のような被告による被告方法の実施結果によれば、原告による被告方法の実施結果を十分考慮しても、被告方法が上記のとおり本件発明13における「取引内容の記載に複数のキーワードが含まれる場合には、キーワードの優先ルールを適用して、優先順位の最も高いキーワード1つを選び出し、それにより取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応テーブル(対応表のデータ)を参照することにより、特定の勘定科目を選択する」という構成を採用しているとは認めるに足りず、かえって、被告が主張するように、いわゆる機械学習を利用して生成されたアルゴリズムを適用して、入力された取引内容に対応する勘定科目を推測していることが窺われる。したがって、被告方法は構成要件13C及び13Eを充足しない。

(7) 東京家審平成28年6月29日 判例時報2333号107頁

平成28年(家口)第5148号 審判前の保全処分申立事件

生後4ヶ月の未成年者は心臓疾患のため、手術が必要であり、親権者らは医師からその説明を受け、未成年者の治療に同意していたが、見舞いの回数も少なく、未成年者の病状や治療方針を説明しようとしても、面談をキャンセルすることがあった。そのため、児童相談所長は、未成年者の心不全が進行し、直ちに手術が必要とされる状況になったことが

ら、未成年者を一時保護し、親権者らに対し、親権停止の審判を求めると共に、同審判が効力を生じるまでの間、親権者らの未成年者に対する職務の停止を求める審判前の保全処分を申し立てた。裁判所は、本件の未成年者の親権者としては、未成年者を頻繁に見舞うとともに医療従事者と十分に意思疎通を図り、緊急の事態が生じた場合も含めて、未成年者が必要としている医療行為が実施されるよう、迅速かつ適切に対応する必要があるが、親権者らには、現在の緊急事態に迅速かつ適切に対応できるかどうか疑問があるとして、本案審判認容の蓋然性及び保全の必要性を認めて、同人の未成年者に対する職務の執行を停止した。

【商事法】

(8)東京地決平成29年1月30日 金法2070号88頁

平成28年(再)第17号 再生債権査定申立事件(申立認容)

再生債務者Yは、A銀行(後の合併により、Xが権利義務を承継した)との間の平成7年6月26日付銀行取引約定に基づき、金銭を借り入れ、Xは、これにより、Yに対し、貸金返還請求権及び遅延損害金請求権を取得した。また、Yは、Xとの間で平成18年4月17日利用契約を締結したEBサービスの平成28年2月から6月まで支払分の利用手数料の支払を怠っていたため、Xは、Yに対し、同額の手数料債権を取得した。本件は、民事再生手続において、Xが再生債権として上記各債権の届出をしたところ、Yが、Xとの間でした通貨オプション取引に関し、Xの勧誘行為が、優越的地位の濫用、説明義務違反、適合性原則違反の各事由により不法行為を構成するため、XはYに対して4812万8750円の損害賠償請求権を有し、裁判所の許可(民事再生法85条の2)を得て同請求権と届出に係る再生債権と対当額において相殺したと主張して、届出に係る再生債権の全額を認めない旨の認否をしたことから、Xが再生債権査定の申立て(同法105条1項)をした事案である。なお、Yは、本件通貨オプション取引に先立ち、平成15年8月以降、X以外の金融機関との間で、合計18個の通貨オプション取引等を行っていた。

本判決は、(1)Xによる通貨オプション取引の勧誘行為については、取引内容自体がYによって一方的に不利益なものまでいえない上、その態様を併せて考慮しても、これが優越的地位の濫用に当たり、不法行為が成立するとは認められず、(2)XによるYへの説明についても、通貨オプション取引の締結段階でYがリスク判断を行うのに不十分なものであって、不法行為を構成する説明義務違反があったとは認められないし、(3)Yの知識経験、事業内容等に照らし、本件通貨オプション取引を行う適格性を欠いていたとも認められず、その他、Xの当事者が、適合性の原則を著しく逸脱した勧誘行為をしたと認めるに足りる的確な証拠はないと判示した。

(9)東京地判平成29年3月28日 金法2070号74頁

平成26年(ワ)第15083号 損害賠償請求事件(第1事件)、平成26年(ワ)第26175号 損害賠償請求事件(第2事件)(第1事件・第2事件ともに請求一部認容)

Yは、学習塾の経営等を行う株式会社であり、平成14年から東京証券取引市場第1部に上場していたが、平成25年12月16日、不適切会計について第三者委員会を設置すると発表するとともに、平成26年2月期末配当予想の修正に関するお知らせを公表した。Xらは、概ね平成25年10月までにYの株式を購入していた個人投資家であるが、そのうちX5、X6は、同年12月16日より後にもYの株式を購入し、X7は、取得した株式のすべてが同日より後に購入したものであった。本件は、Xらが、Yの有価証券報告書および四半期報告書には売上高の不調整計上などの虚偽記載があったとして、Yに対し、金融商品取引法21条の2第1項・2項(現3項)に基づき損害賠償請求をした事案である。

本判決は、虚偽記載がなかったとしても直ちに株式が上場廃止となる蓋然性が高く、Xらが株式を取得することがなかったとはいえないから取得自体を損害として賠償請求することはできないが、虚偽記載が判明してから各売却日までの下落は虚偽記載と相当因果関係がある(ただし、同年12月16日より後に購入した株式の関係では、虚偽記載と値下がりによる損害との間に相当因果関係がない)のでその部分を高値取得による損害として賠償請求ができると判示した。その結果、X7については全請求を棄却し、その余のXらの請求については高値による取得損害として認定された額及び弁護士費用の合計額の限度で請求を認容した(過失相殺なし)。

【知的財産】

(10)知財高判平成28年2月24日 判例タイムズ1437号130頁

平成27年(行ケ)第10130号 審決取消請求事件(請求棄却、確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/693/085693_hanrei.pdf

Xは発明の名称を「省エネ行動シート」とする本願発明につき特許出願をしたが拒絶査定、不成立審決を受けたためその取消しを求めた。本判決は、請求項に記載された特許を受けようとする発明が、そこに何らかの技術的思想が提示されているとしても、その技術的意義に照らし、全体として考察した結果、その課題解決に当たって、専ら、人の精神活動、意思決定、抽象的な概念や人為的な取決めそれ自体に向けられ、自然法則を利用したものといえない場合

には、特許法2条1項所定の「発明」には該当しないとし、本願発明の技術的意義は、「省エネシート」に表示される文字と面積を利用者に提示することによって、同利用者が取るべき省エネ行動と節約できる電力量等を把握するという専ら人の精神活動に向けられたものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」には該当しないので同法同項所定の「発明」に該当しないとし、請求を棄却した。

(11)知財高判平成29年7月19日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10157号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/985/086985_hanrei.pdf

特許無効審判請求に基づいて特許を無効とした審決の取消訴訟であって、「スクラローズを該製品の0.000013 0.0042重量%の量で添加する」を「スクラローズを該製品の0.0028 0.0042重量%の量で添加する」にする訂正事項1が訂正要件に適合しないとした審決の判断には誤りがあるとして、無効審決を取消した事案。

実施例2においては、醸造酢(酸度10%)15部、スクラローズ0.0028部等を含有する調味液と塩抜きしたきゅうりを4対6の割合で合わせて瓶詰めをしてピクルスを得た結果、当該ピクルスは、スクラローズを添加していないものに比べて、酸味がマイルドで嗜好性の高いものに仕上がりに、ピクルスに対する酸味のマスキング効果が確認されたことが認められる。そうすると、醸造酢を含有する製品として、酸味のマスキング効果を確認した対象は、調味液ではなくピクルスであるから、当該効果を奏するものと確認されたスクラローズ濃度は、上記調味液におけるスクラローズ濃度ではなく、これに水分等を含みきゅうりを4対6の割合で合わせた後のピクルスのスクラローズ濃度であると認めるのが相当である。

これに対し、本件明細書に記載された0.0028重量%は、調味液に含まれるスクラローズ濃度であるから、当該濃度は、酸味のマスキング効果が確認されたピクルス自体のスクラローズ濃度であると認めることはできない。他方、ピクルスにおけるスクラローズ濃度は、実施例2において調味液のスクラローズ濃度を0.0028重量%とし、この調味液と塩抜きしたきゅうりを4対6の割合で合わせ、瓶詰めされて製造されるものであるから、きゅうりに由来する水分により0.0028重量%よりも低い濃度となることが技術上明らかである。そして、0.0028重量%よりも低いスクラローズ濃度においてピクルスに対する酸味のマスキング効果が確認されたのであれば、ピクルスにおけるスクラローズ濃度が0.0028重量%であったとしても酸味のマスキング効果を奏することは、本件明細書の記載及び本件出願時の技術常識から当業者に明らかである。そのため、スクラローズを0.0028重量%で「醸造酢及び/又はリンゴ酢を含有する製品」に添加すれば、酸味のマスキング効果が生ずることは当業者にとって自明であり、このことは本件明細書において開示されていたものと認められる。

そうすると、製品に添加するスクラローズの下限値を「製品の0.000013重量%」から「0.0028重量%」にする訂正は、特許請求の範囲を減縮するものである上、本件訂正後の「0.0028重量%」という下限値も、本件明細書において酸味のマスキング効果を奏することが開示されていたのであるから、本件明細書に記載した事項の範囲内においてしたものであるべきであり、訂正事項1は、特許法134条の2第9項で準用する同法126条5項の規定に適合するものと認めるのが相当である。

(12)知財高判平成29年7月27日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10030号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/995/086995_hanrei.pdf

本件は、商標登録無効審判請求に対する無効審決の取消訴訟であって、争点は、原告の有する本件商標「ORGANO SCIENCE」と、被告の有する引用商標「ORGANO」との同一性又は類似性(商標法4条1項11号)の有無であり、特許庁での無効審判では、本件商標は商標法4条1項11号に違反して登録されたものであるとして、特許庁は無効審決をした。

本件商標「ORGANO SCIENCE」は、「ORGANO」と「SCIENCE」の結合商標と認められるところ、結合商標については、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して類否を判断することは、その部分が商品等の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合などを除き、許されないというべきである。そこで、まず、本件商標の「ORGANO」の部分が、強く支配的な印象を与えるかどうかにについて検討する。

本件商標の各構成部分のうち、「ORGANO」の文字部分は、単独の言葉として用いられていると認めるに足りる証拠はなく、また、その片仮名表記である「オルガノ」の語は、一般によく知られていない言葉である。他方、本件商標中の「SCIENCE」の文字部分は、「科学」を意味する英単語として広く知られているものであり、さほど強い識別機能を有しないというべきである。

以上のとおり、本件商標を構成する「ORGANO」と「SCIENCE」の各文字は、その識別力という面で大きな差があり、「ORGANO」の文字部分が強く支配的な印象を与える要部であるというべきであるから、本件商標については、この部分を抽出して引用商標と比較して類否判断をすることが相当である。

本件商標は、その要部から「オルガノ」の称呼を生じ、「ORGANO」は一般的に知られた言葉ではないことから、特定の観念は生じない。他方、引用商標は「オルガノ」の称呼を生ずるものであり、本件商標と同様に特定の観念は生じない。

そして、本件商標の要部と引用商標を比較すると、観念においては比較することはできないものの、引用商標は、本件商標と「オルガノ」という呼称において一致し、外観においても類似しているため、本件商標と引用商標は、類似する商標と認めるのが相当である。

(13)大阪地判平成28年5月24日 判例タイムズ1437号216頁

平成26年(ワ)第12481号 不正競争行為差止等請求事件(請求棄却,控訴)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/057/086057_hanrei.pdf

Xは、製造販売しているスーツケースの表面形状(リブ加工という表面加工の形態)がXの商品等表示として周知であるとし、これと類似の表面形状を使用したスーツケースを販売するYに対し、不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に当たるとして販売差止等を求めた。Xは、シリーズ商品を含む多数のスーツケースを商品群として列挙しそれらに共通した上記表面形状が周知商品等表示にあたると主張したが、本判決は、商品群に属する商品の共通形態が周知商品等表示と認められるためには、それら商品群の商品全体を観察して商品形態の特徴を把握した上で、それらの特別顕著性及び周知性を判断すべきあるとし、Xの主張する商品群においては、確かにリブ加工が施されている点に特徴があるが、それ以外にも本体6面がほぼフラットな面で構成されていることや、キャスターの形状にも特徴があり、これら3つの特徴が相俟って、他と識別しうる特別顕著性を有するものと認められることから、そのうちの1つであるリブ加工のみを取り出して周知商品等表示であるとする主張は失当であるとし、請求を棄却した。

(14)東京地判平成29年7月12日 裁判所HP

平成28年(ワ)第35978号 営業秘密使用差止等請求事件 不正競争 民事訴訟 (棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/983/086983_hanrei.pdf

本件は、原告が、本件各文書に掲載された原告製品に関する本件情報を取得した被告に対し、被告は、原告の営業秘密である本件情報につき、不正開示行為であること若しくは同行為が介在したことを重大な過失により知らないで取得し、使用するなどしたものであって、被告の上記行為は、不正競争防止法2条1項8号所定の不正競争に該当する旨主張して、本件情報の使用及び開示の差止め等を求めた事案。

原告は、本件各文書を秘密保持契約を締結した取引先にしか開示していないから、これらを被告が取得する過程で、守秘義務違反による不正開示行為が介在したことは明らかであるところ、被告は原告と競業関係にあり、自社での営業秘密管理体制に照らし、また、本件各文書のConfidentialの記載から、本件各文書の取得時に不正開示行為を認識することは容易であったはずであるから、被告には、不正競争防止法2条1項8号所定の重大な過失があり、同号所定の不正競争が認められる旨主張する。

しかしながら、本件各文書は、いずれも原告が中国企業に対して原告製品を販売する目的で台湾の代理店等に提供したものと認められる。また、その内容も、被告が自社製品に取り入れるなどした場合に原告に深刻な不利益を生じさせるようなものであるとは認められない。そして、被告は、原告の競合企業であり、同様の営業活動を行っていたものであるから、被告が営業活動の中で原告が営業している製品の情報を得ることは当然に考えられるのであり、その一環として、本件各文書を取得することは不自然とはいえず、被告が通常の営業活動の中で取得することは十分に考えられるものである。

また、原告と被告が競業関係にあるとしても、原告が取引先との間で本件各文書に関する秘密保持契約を締結したか否か、本件各文書に記載された内容が取引先の守秘義務の対象に含まれるか否かについて、被告が直ちに認識できたとは認められないし、本件各文書のConfidentialの記載をもって、直ちに契約上の守秘義務の対象文書であることが示されているものともいえない。

したがって、被告が本件各文書を取得した時点で、守秘義務違反による不正開示行為であること又は不正開示行為が介在したことを疑うべき状況にあったと認めることはできず、被告に不競法2条1項8号所定の重大な過失は認められない、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(15)最一決平成29年7月20日 最高裁HP

平成29年(許)第1号 執行費用額負担決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/943/086943_hanrei.pdf

(裁判要旨)

既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せず終了した場合における執行費用は、執行裁判所が、民事

執行法20条において準用する民法73条の規定に基づいて定めるべきである。

(理由)

民事執行法42条1項は、強制執行の費用で必要なものを執行費用として債務者の負担とする旨を定めているところ、強制執行が目的を達して終了した場合に同項の規定により執行費用が債務者の負担とされることは明らかである。これに対して、既にした執行処分取消し(同法40条1項)等により強制執行がその目的を達せず終了した場合に、当該強制執行が終了するに至った事情を考慮することなく、一律にその執行費用を債権者又は債務者のいずれか一方が負担すべきものと解するのは、衡平の見地に照らし相当とはいえない。そうすると、同法42条1項は、強制執行がその目的を達せず終了した場合について定めるものではないと解されるから、同法には上記の場合の執行費用の負担についての「特別の定め」(同法20条)は設けられていないといえる。

(16)大阪高決平成29年1月6日 金法2071号99頁

平成28年(ウ)第721号 配当表に対する異議申立却下決定に対する抗告事件(原決定取消・差戻)

Bは、破産会社Aの破産手続において貸金債権の全額を破産債権として届出をし、上記債権を保証していたXは、Aに対する将来の求償権として破産債権の届け出をした。Xは、その後、保証債務の履行としてBに対する弁済を行い、上記の届出を求償権に変更するとともにその一部を取り下げ、開始後から代位弁済日までの金融機関未収利息および求償金元本に対する代位弁済日の翌日からの損害金が劣後的破産債権として付加される旨の届出を行い、Bは、上記の届出のうち開始前の損害金の一部を除く破産債権の届出を取り下げた。さらにその後、Aの物上保証人として所有不動産に根抵当権を設定していたCが、所有不動産の売却代金をもってXに対し弁済をし、Xはこれを上記変更後の届出の求償金債権の一部に充当した。Cは、予備的に上記弁済額全額にかかる求償権について破産債権の届出をした。Aの破産管財人Yが最後配当の許可を得た配当表には、一般債権に対する配当額について、Xが実体法上有する求償金残元本を上限として配当し、Xに対する計算上の配当額が上記上限を超過する部分についてはCに対して配当する旨が記載されていた。Yが届出債権者らに対して最後配当の通知をしたところ、Xは、破産法200条1項に基づく配当表に対する異議申立をした。原決定は、Xの異議申立を却下したため、Xが破産法200条3項に基づく即時抗告をしたのが本件である。

本決定は、破産法104条1項および2項の「破産手続開始時において有する債権の全額」ならびに同条2項および4項の「その債権の全額」についてはいずれも開始後の利息および損害金が含まれるものと解するのが相当であり、Xは本件最後配当時において、届出破産債権の全額の満足を受けてはいないから、届出破産債権の全額について破産債権者として権利を行使することができ、物上保証人Cは権利行使できない旨判示した。その上で、本件におけるYの配当は、破産債権者の一般破産債権に対して行われるべきものであるから、一部の配当によりXの実体法上の一般破産債権残額が消滅する以上、Yは上記残額を超過する配当額をXに配当すべきではなく、Xもこれを受領することはできないと判示し、さらに、Xは、配当により一般破産債権が消滅した後も、劣後的破産債権を有し、これを破産手続きにおいて行使しており、債権の全額が消滅してはいないからCはXが有した権利を破産債権者として行使することはできず、本件超過配当部分をCに配当することはできないとして、本件超過配当部分を、まず他の一般破産債権者の届出に係る一般破産債権に対する配当に充て、その残額をXの届出に係る劣後的破産債権に対する配当に充てるべきであると判示し、原決定を取り消して原審に差し戻した。

(編者注:本件の上告審は197号で紹介予定)

【刑事法】

(17)東京高判平成28年12月9日 判例時報2332号109頁

平成28年(ウ)第1679号 覚せい剤取締法違反被告事件(破棄自判・無罪(確定))

覚せい剤使用の事案において、第1審において有罪判決(東京地裁平成28年8月15日判決)が言い渡されたことに対する控訴審。裁判所は、日常生活を送る中で本人の意思に基づかずに覚せい剤が体内に取り込まれることは通常は考え難いから、この前提のもとでは、尿中から覚せい剤成分が検出されたことは、その者が自らの意思で覚せい剤を摂取したことを強く推認させる事実ということができ、この事実に加え、同人と覚せい剤との結び付きを示す事情や覚せい剤の意図的な使用を疑わせる同人の言動等が認められるときには、前記推認は一層強いものとなり、その推認を妨げる特段の事情が認められなければ、同人が自らの意思で覚せい剤を摂取したとの事実を認定することができる、として、原判決の前提とした推論自体は肯定したが、上記前提は尿中から覚せい剤が検出された者の生活状況や人間関係等によって妥当性の程度に差異があると考えられるから、前記推認を強める事情が認められないにもかかわらず尿中から覚せい剤成分が検出されたことのみに基づいて認定するには、その者の生活状況等や推認を妨げる特段事情に関する慎重な検討が必要であり、同特段の事情を検討するにあたっては推認を妨げる事情があることの立証責任が被告人にあるかのような判断に陥らないように注意する必要がある、と判示した上で、本件では被告人と覚せい剤との結び付きを示す事情や覚せい剤を使用したことを疑わせる被告人の言動等は見当たらず、被告人の生活状況等

や人間関係等に照らせば、第三者が被告人の飲食物に覚せい剤を入れ、被告人の知らないままに覚せい剤がその体内に取り込まれたという可能性を否定することができず、被告人が自らの意思で覚せい剤を摂取したとするには合理的な疑いがある、と判示し、原判決を破棄し、無罪を言い渡した。

(18)大阪高判平成29年7月6日 裁判所HP

平成28年(う)第1354号 過失運転致傷被告事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/936/086936_hanrei.pdf

第1審における被害者参加人による被告人質問手続許可の手續に法令違反がある等として被告人控訴が申し立てられた事案であり、同主張が容れられ、破棄差戻しとなった。

具体的には、検察官は被害者参加人の被告人質問申出に際し意見を付して通知しなければならないところ、本件では意見を付していなかったが、公判手続調書には意見を付して通知したとの記載がされ、第1審弁護人が異議を申し立てたが、裁判所書記官は「明確に意見が付されたことを確認した」として異議に理由がないとの意見を付した。その後の控訴審の事実取調結果、原審検察官が明確に意見を付していないことを認める等したため、控訴審裁判所は、手續を主催する原審裁判官が取立て事実と異なる記載を命じた可能性が否定できないとし、判決に影響を及ぼすべき法令違反を認めた。

(19)福岡高判平成29年7月20日 裁判所HP

平成28年(ネ)第544号 損害賠償請求控訴事件(第1審原告の控訴棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/994/086994_hanrei.pdf

電子機器の持ち込みに対する接見妨害の一事例である。

問題となった接見妨害行為は、いずれも佐賀少年刑務所に於ける刑事事件被疑者との弁護士接見であり、(1)被収容者の負傷状況を携帯電話機の写真撮影機能で撮影しているところを偶然に現認され中止を命じられたこと、(2)その報告を受けて臨場した職員からも撮影行為を現認され中止を命じられたこと、(3)接見終了後に撮影にかかる画像を消去するよう求められたこと、(4)次回接見時に撮影機器を持ち込むと述べたところ刑事施設敷地内立ち入りを拒否されたこと、(5)上記(1)に先立ち接見室を継続的に監視していたこと、(6)そもそも上記(2)の職員の待機場所が常態的に接見内容を聞き取れることが問題であること、(7)上記(6)のような構造は営造物の瑕疵であること、と整理されている。第1審判決は、うち(6)についてのみ賠償請求を認容し、控訴審判決も同様に判断した。

控訴審判決は、「接見とは、自己の防御活動に必要な助言を弁護士等から受けるために被疑者と弁護士等とが面会をする行為をいうとしても、被疑者が面会に際し訴えた内容をその場で記録化することが直ちにこれを補助する行為に当たらないとはいえない。しかしながら、その手段としては種々のものが考えられるところであるから、その手段を問わず面会内容を記録化することが全て当然に面会を補助する行為に当たるとまではいえない。」と論じた上、「写真撮影によって面会内容を記録化しなければならないという必要性の程度、新たな証拠作出目的も含まれるという点も踏まえた上での面会行為との関連性、そして電磁的記録として保存された画像の有する情報量を踏まえた弊害などを考慮」し、本件撮影行為の接見該当性を否定した。

【その他】

(20)最一判平成29年7月24日 最高裁HP

平成28年(受)第1463号 過払金返還請求事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/944/086944_hanrei.pdf

(裁判要旨)

認定司法書士が委任者を代理して140万円を超える過払金について裁判外の和解契約を締結したことが弁護士法72条に違反するものであっても、当該和解契約は、その内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるような特段の事情がない限り、無効とはならない。

(理由)

弁護士法72条の趣旨は、弁護士の資格のない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とすることを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律事務に係る社会生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、かかる行為を禁止するものと解されること、同条に違反する行為に対しては、これを処罰の対象とする(同法77条3号)ことによって、同法72条による禁止の実効性を保障することとされている。そして、認定司法書士による裁判外の和解契約の締結が同条に違反する場合には、司法書士の品位を害するものとして、司法書士法2条違反を理由とする懲戒の対象になる(同法47条)上、弁護士法72条に違反して締結された委任契約は上記のとおり無効となると解されるから、当該認定司法書士は委任者から報酬を得ることもできないこととなる。このような同条の実効性を保障する規律等に照らすと、認定司法書士による同条に違反する行為を禁止する

ために、認定司法書士が委任者を代理して締結した裁判外の和解契約の効力まで否定する必要はないものと解される。また、当該和解契約の当事者の利益保護の見地からも、当該和解契約の内容及びその締結に至る経緯等に特に問題となる事情がないのであれば、当該和解契約の効力を否定する必要はなく、かえって、同条に違反することから直ちに当該和解契約の効力を否定するとすれば、紛争が解決されたものと理解している当事者の利益を害するおそれがあり、相当ではないというべきである。

(21)福岡地決平成28年10月7日 判例時報2331号67頁

平成28年(ヨ)第43号 検索結果削除仮処分申立事件(一部認容,一部却下(確定))

本件は、インターネット上でYが提供する検索サービスにおいて、Xの氏名等の文字列を入力検索すると、Xについて逮捕や起訴されたこと等が表示されるところ、XがYに対し、人格権に基づく差止請求権に基づき114件の検索結果を仮に削除するよう求めた事案である。

本決定は、ある者が前科を有すること等をみだりに公表されないことは、法的保護の対象になる利益であるとし、前科等に関わる事実は社会一般の関心又は批判の対象となるべき事項に関わるものであるから公表について受忍することを要する場合もあり得、その場合に当たるか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、社会一般の正当な関心の対象となるような公的立場にあるか否か、事件についての歴史的又は社会的意義、著作物等の目的等に照らした公表する意義及び必要性をも考慮し前科等に関わる事実を公表されない法的利益が優越するか否かについて判断すべきであるとし、Xは刑の終了後犯罪を行うことなく平穏な社会生活を送っていること、社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にあるとはいえないこと、Xの前科内容は児童買春等の未成年者を被害者とする犯罪類型ではないこと、刑の執行終了から10年余り経過していること等からXにおいて前科等の公表を受忍しなければならないとはいえないとして検索結果114件のうち110件について仮に削除するよう命じた。

【紹介済判例】

福岡高宮崎支部決平成28年5月26日 判例タイムズ1437号120頁

平成27年(ラ)第101号文書提出命令(一部認容)に対する即時抗告事件(取消自判,申立却下,確定)

法務速報第195号16番で紹介済

東京地判平成28年7月13日 判例タイムズ1437号200頁

平成25年(ワ)第4919号 請求異議事件(請求棄却,控訴)

法務速報192号14番で紹介済

東京高判平成28年11月2日 判例時報2331号108頁

平成28年(ネ)第2993号 地位確認等請求控訴事件 取消・請求棄却(上告・上告受理申立て)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/961/086961_hanrei.pdf

法務速報191号26番で紹介済

最一決平成28年11月28日 判例時報2331号114頁

平成27年(あ)第168号 金融商品取引法違反被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/283/086283_hanrei.pdf

法務速報188号12番で紹介済

最一判平成28年12月8日 判例タイムズ1437号56頁

平成27年(行ヒ)第512号,平成27年(行ヒ)第513号 各航空機運航差止等請求事件(一部上告棄却,一部破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/315/086315_hanrei.pdf

法務速報188号17番で紹介済

最大決平成28年12月19日 判例時報2333号68頁

平成27年(許)第11号 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

法務速報188番4号で紹介済

最三判平成29年1月24日 判例時報2332号16頁

平成28年(受)第1050号 クロレラチラシ配布差止等請求事件(上告棄却)

法務速報190号1番で紹介済

最三判平成29年1月31日 判例時報2332号13頁
平成28年(受)第1255号 養子縁組無効確認請求事件(破棄自判)
法務速報190号2番で紹介済

最三判平成29年2月21日 判例時報2333号122頁
平成28年(許)第24号 職務執行停止,代行者選任仮処分命令申立て却下決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
法務速報191番8号で紹介済

最三判平成29年2月21日 判例タイムズ1437号70頁
平成27年(受)第659号 立替金等請求本訴,不当利得返還請求反訴事件(破棄差戻)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/517/086517_hanrei.pdf
法務速報191号1番で紹介済

最大判平成29年3月15日 判例タイムズ1437号78頁
平成28年(あ)第442号 窃盗,建造物侵入,傷害被告事件(上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/600/086600_hanrei.pdf
法務速報191号19番で紹介済

最一判平成29年4月6日 判例タイムズ1437号67頁
平成28年(受)第579号 預金返還等請求事件(一部破棄自判,一部上告却下)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/670/086670_hanrei.pdf
法務速報192号1番で紹介済

最一判平成29年4月6日 金法2071号88頁
平成28年(受)第579号 預金返還等請求事件(一部破棄自判・一部却下)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/670/086670_hanrei.pdf
法務速報192号1番で紹介済

2. 平成29年(2017年)8月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.8月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

潮見佳男 著 きんざい 376頁 3,456円

民法(債権関係)改正法の概要

第一東京弁護士会 司法制度調査委員会/編集 新日本法規 420頁 4,320円

新旧対照でわかる 改正債権法の逐条解説

田中 嗣久 大島 一悟/著 法学書院 349頁 2,484円

民法改正がわかった

曾我一郎 著 民事法研究会 453頁 4,536円

ケースブック保全・執行のための不動産の調査 仮差押え・差押えに活かす探索・調査・評価の実務

佐藤裕義 編著 新日本法規 388頁 4,752円

家事事件における保全処分の実務と書式

滝澤孝臣/大坪和敏 編著 青林書院 370頁 4,428円

紛争解決のための合意・和解条項作成の弁護士実務

裁判官の視点を加えて

4.8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

東京弁護士会自治体等法務研究部福祉教育債権班/著 日本加除出版 360頁 3,456円
自治体が原告となる訴訟の手引き 福祉教育債権編

川西 譲/川西絵理 著 法律文化社 240頁 2,700円
医療法律相談室 医療現場の悩みに答える

畠山 学 著 日本加除出版 344頁 3,780円
出入国管理制度ガイドブック

林 秀弥 村田 恭介 野村 亮輔/著 中央経済社 466頁 5,400円
「審決・命令・警告」徹底整理 景品表示法の理論と実務

島田 邦雄/編著 商事法務 544頁 5,832円
取締役・取締役会の法律実務Q&A

出澤総合法律事務所 編 学陽書房 280頁 3,564円
実践!! 契約書審査の実務 修正の着眼点から社内調整のヒントまで

労働新聞社/編 労働新聞社 352頁 3,240円
労働実務事例研究 平成29年版

5. 発刊書籍<解説>

「ケースブック保全・執行のための不動産の調査 仮差押え・差押えに活かす探索・調査・評価の実務」

不動産鑑定・評価の基礎知識, 訴訟の相手方不動産の探索・調査方法, 土地調査の留意点, マンション調査の留意点, 特殊不動産調査の留意点, 不動産鑑定・評価の簡易手法について解説されている。不動産価値を把握するための具体的方法を調べるのに、役に立つ本である。

「出入国管理制度ガイドブック」

出入国管理, 入管法, 出入国管理基本計画, 入国, 在留, 退去強制, 難民認定, 特別永住者などについて解説されている。資料として, 入管法, 同施行令, 同施行規則一覧, 主要入管法例一覧などが掲載されている。チャートなども記載されていて分かりやすく, 入管手続の網羅的な知識を得るのに役に立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。